

令和8年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

1 目的

- (1) 震災の影響により、山形県（以下、「本県」という）内の小学校あるいは中学校等に入学又は転学した者が、令和8年度山形県公立高等学校入学者選抜において県立高等学校を受検しようとする際に、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、他県から本県の県立高等学校の受検を希望する中学生及び本県の中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる者（以下、「対象者」という）

本県又は本県以外の中学校等を卒業見込みの者で、以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、又は罹災地域に居住しており地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者又は、その付近に居住しており原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

3 入学者選抜に係る措置

(1) 定員を超える合格者の認定

令和8年度入学者選抜において、対象者が受検する県立高等学校にあっては、あらかじめ1学級当たりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。

(2) 志願の制限

① 対象者の住民登録については以下のとおりとする。

ア 他県の中学校等を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校等を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校等の所在地を受検者の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県以外から本県の県立高等学校の志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 対象者であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については志願を許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

③ 区域外就学により本県の中学校等を卒業見込みの者が本県以外の公立高等学校に入学を志願する場合も、「山形県公立高等学校に志願しない旨の届」（別記様式第3号D）を本県教育委員会教育長に1部提出すること。

(3) 前期（特色）選抜

- ① 令和 8 年 3 月に本県の中学校等を卒業見込みの対象者は、前期（特色）選抜の志願資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、県立高等学校で定める前期（特色）選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(4) 後期（一般）選抜

- ① 対象者の可否の判断については、後期（一般）選抜における選抜方法により判断する。
- ② 合格者の認定に当たっては、本県の受検者が入学定員を超えて合格しないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3 (1)により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公表することはしない。
- (2) 対象者の調査書情報については、その扱いについて配慮する。
- (3) 対象者の面接等については、質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 県立高等学校長は中学校等校長に対して、受検者が対象者であるか確認を求めることができる。中学校等校長は、対象生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。
- (2) 県立高等学校長は、対象者の志願及び合格（内定）状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 本実施要項は、令和 8 年度入学者選抜に対応したものであり、令和 9 年度以降の入学者選抜については、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。